

令和3年度 笠間市による障害者就労施設等からの物品等優先調達方針

1 趣旨

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための取組みとともに、障害者が就労する施設等の「仕事」を確保し、施設の経営基盤を強化することが重要であり、市においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から調達する務めることが求められている。

このため笠間市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、以下の「笠間市による障害者就労施設等からの物品調達方針」を策定し、全庁における障害者就労施設等からの調達を推進するものである。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、笠間市の全ての組織とする。

3 調達の対象とする物品等

障害者就労施設等が供給する物品および役務（以下「物品等」という）とする。

4 調達の対象となる施設

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、主に次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所
 - ・ 障害者支援施設（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る。）
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 生活介護事業所
 - ・ 就労移行支援事業所
 - ・ 就労継続支援事業所（A型，B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

5 物品等の調達目標

障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を考慮したうえで、年間の契約予定案件から調達可能な案件を掘り起こすなど、過年度調達実績及び現年度調達実績見込みも踏まえ、調達件数及び調達額の増加に努めることとする。

＜令和3年度の調達目標＞

目標額：7,387,400円（左記の令和2年度調達実績を上回ること）

6 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行うこととする。

(1) 調達の推進に必要な情報提供

本方針の所管部署となる笠間市保健福祉部社会福祉課は、市の全ての組織に対し法の趣旨を説明するとともに、障害者就労施設等から供給可能な物品等の情報収集及び提供を行うこととする。

(2) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための対応

物品及び役務の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、次の事項に配慮することとする。

(ア) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努めることとする。

(イ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法を考慮するように努めることとする。

(ウ) 物品等の調達において、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努めることとする。

(エ) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努めることとする。

(3) 随意契約による調達

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、物品等の調達を行うこととする。

(4) 市内就労支援施設等からの調達

市内就労施設等からの調達を促進するため、市内就労施設等のネットワーク会議である、笠間市障害者地域自立支援協議会就労支援部会を介した調達を推進する。調達の推進にあたっては、当該協議会の事務局となる笠間市保健福祉部社会福祉課に受発注業務に係る調整機能を置くこととする。

(5) 共同受注窓口からの調達

障害者就労支援施設等へのあっせん・仲介を目的とする茨城県共同受発注センターを介して物品等を調達する場合は、「笠間市による障害者就労施設等からの物品調達方針」に基づく障害者就労施設等からの調達として扱うこととする。

7 調達方針及び調達実績の公表

この方針は毎年度策定するものとし、策定後は速やかに公表するものとする。

調達実績については、年度終了後概要をとりまとめ公表するものとする。

8 障害者就労施設等からの物品等優先調達の担当窓口

調達方針の担当窓口は、社会福祉課とする。

9 施行日

この方針は、令和3年4月1日から施行する。